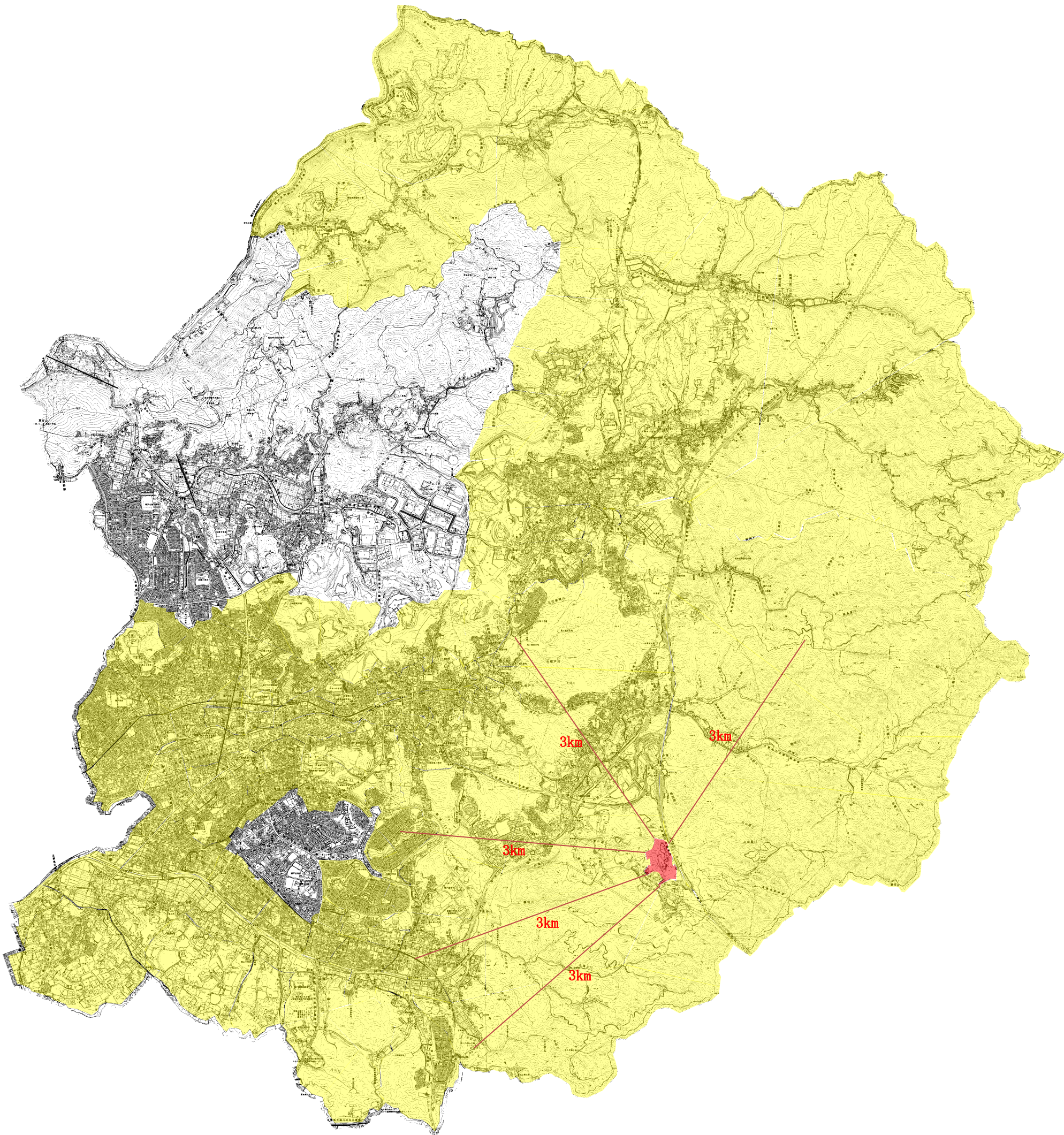




■：事業区域

■：関係地域

- ①計画地から３キロメートル以内にある連区
（条例施行規則第６条第１項第２号 事業区域の境界線から３キロメートルまでにある区域）
- ②馬ヶ城浄水場から給水されている町が含まれる連区
（条例施行規則第６条第２項 市長が総合的に勘案し定めた区域）
- ③処分場の排水が放流される河川の下流域において、農業用として利水する可能性がある連区
（条例施行規則第６条第２項 市長が総合的に勘案し定めた区域）